



新型コロナウイルスワクチン



令和5年春開始接種についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染時の重症化リスクが高い方を対象とした令和5年春開始接種が行われます。秩父地域では、令和5年5月18日から予約開始、5月27日から接種開始します。予約方法は、これまで同様コールセンター（050-2018-2795）またはLINEからの受付です。使用するワクチンは、オミクロン株対応2価ワクチンです。

1. 接種対象者

1、2回目接種を終了し、最後に接種した日から3か月以上経過した以下の方です。

① 65歳以上の方

② 5歳以上64歳以下の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方
※基礎疾患の範囲については裏面の下段をご確認ください。

③ 医療機関、高齢者施設、障害者施設等の従事者の方

※対象者①～③以外の方は接種できません。9月以降の令和5年秋開始接種では5歳以上のすべての方が対象となる予定です。

※接種は3回目や6回目など、人によって異なります。1人1回の接種です。

2. 接種券（予診票）の発行

対象者の区分と直近で送付された接種券の使用の有無で接種券の発行方法が異なります。

《対象者①～③の方で、直近の接種券を使用しないまま持っている場合》

お手元の接種券を使用してください。申請は不要です。

《対象者①の方で、直近の接種券を使用し、手元に接種券がない場合》

5月前半に接種券が送付されますので、申請は不要です。

なお、令和5年春開始接種を受けていない対象者①の方で、長瀬町へ転入された方は申請をお願いします。

《対象者②、③の方で、直近での接種券を使用し、手元に接種券がない場合》

令和5年春開始接種を希望される場合は、接種券発行申請が必要となります。裏面の送付申請書により手続きをお願いします。

※接種券を使用しないまま紛失している場合は送付されません。再発行として申請してください。

※対象者①～③以外の方は、接種対象ではないため申請できません。

3. 接種期間

令和5年8月31日までの期間にオミクロン株対応ワクチンを1回接種できます。

4. 接種券の申請方法と発送時期

「持参」、「郵送」又は「FAX」で裏面の申請書にご記入のうえ下記へ提出してください。

申請を受理後、準備が出来次第順次送付いたします。なお、接種券発行には時間を要する場合がありますため、余裕をもって申請手続きをお願いします。

【提出先・お問い合わせ先】

〒369-1392 長瀬町大字本野上1035番地1 長瀬町役場 健康子ども課

電話 0494-66-3111 FAX 0494-66-3564